

宇部港港湾計画 一部変更

(前回改訂:平成14年3月 目標年次:平成20年代後半)

平成26年7月3日
交通政策審議会
第56回港湾分科会
資料 4



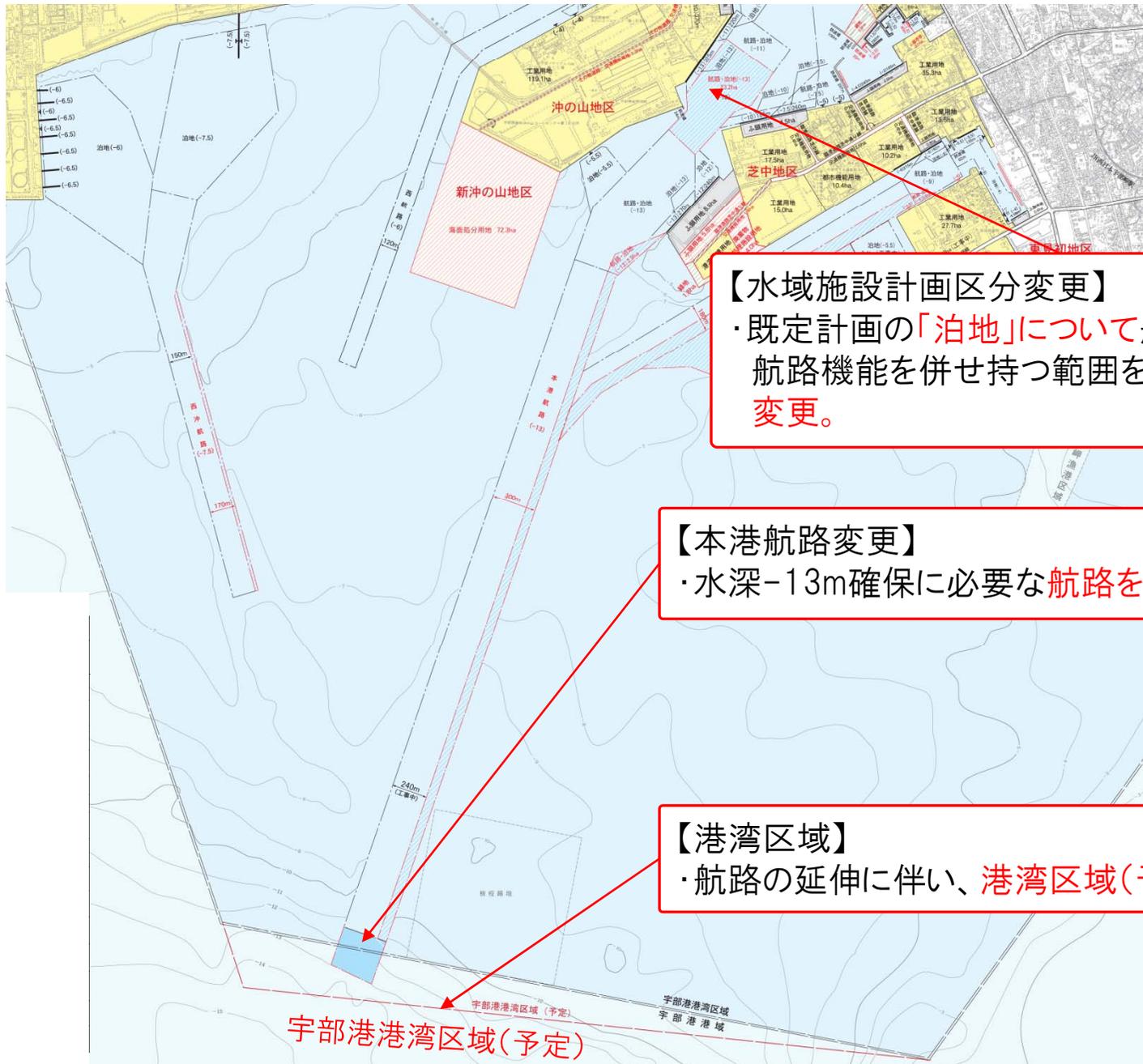
宇部港 港湾計画図(既定計画)



【本港航路】

- ・既定計画(平成14年)では、水深-13m確保に必要な範囲(幅員300m)を航路として計画に位置づけ。
- ・早期効果発現の観点から段階整備を実施。
⇒ 水深-11m , 幅員250m(H11~H17)
水深-13m , 幅員240m(H24~)
- ・計画通りの水深-13m化の整備に先立ち深淺測量を行ったところ、航路延長線上の航路外に水深-13m以浅の箇所があることを確認。
- ・航路水深-13mを確保するために必要な浚渫範囲を延伸。

宇部港 港湾計画図(今回計画)



【水域施設計画区分変更】
・既定計画の「泊地」について船舶が通過する航路機能を併せ持つ範囲を「航路・泊地」へ変更。

【本港航路変更】
・水深-13m確保に必要な航路を延伸。

【港湾区域】
・航路の延伸に伴い、港湾区域(予定)を拡大。

確認の視点

確認事項	国としての確認の視点
	基本方針※
本港航路の延伸	<p>I 今後の港湾の進むべき方向</p> <p>1 産業の国際競争力と国民生活を支える物流体系の構築</p> <p>(2) 臨海部の産業立地・活動環境の向上</p> <p>経済のグローバル化の進展、東アジア地域の急成長、企業の国際分業の進展等の中で、製造業を中心とする企業は最適生産地を求めて、国や地域を選択する時代となっており、東日本大震災を受けてその傾向はますます強くなると考えられる。</p> <p>また、臨海部における国内外からの産業立地や設備投資を促進することにより、我が国における産業の国際競争力を向上させるとともに、雇用や所得の創出等により地域を活性化させることが必要である。</p> <p>このため、<u>原材料等のバルク貨物等を輸送する船舶の大型化や企業立地等に対応した港湾施設の整備、臨海部の有効活用・再編による用地の提供を行うとともに、ターミナル隣接地における大型特殊貨物を円滑に輸送するための措置や幹線道路網とのアクセスの確保について関係機関と連携して取り組む。</u></p> <p>また、産業活動を支える高度なサプライチェーンを構築するため、荷さばき、流通加工、在庫管理等ロジスティクス機能を備えた物流産業の誘致・育成を進める。</p> <p>(4) 船舶の航行等の安全の確保と効率性の向上</p> <p><u>港湾及び関連航路における船舶の安全で円滑な航行及び港湾における諸活動の安全を確保するため、船舶の大型化や高速化を勘案しつつ、防波堤、航路、泊地の整備等を行う。</u>特に、長周期波等に起因する荷役障害や港湾施設への被害に対しては、利用船舶や荷役形態に応じて、所要の荷役稼働率と安全性を確保するため、防波堤等の整備や係留方法の改善等を総合的に行う。</p> <p>船舶航行の著しく輻輳している海域においては、船舶航行の安全性、効率性の向上のため、関係機関と連携して、航行安全に資する情報の提供等、ソフト面の施策についても総合的に進める。</p> <p>また、大型の低気圧等によって、急激に気象が変化することにより、大型船舶の入出港に際して海難事故の発生が懸念される港湾においては、関係機関が協働して、船舶が安全かつ適切に避難する等の対策を進める。</p> <p>また、荒天時の航行船舶の避難のための水域を、地理的条件を考慮して確保するとともに、避難港を適切に整備する。</p>

※港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(平成26年1月6日国土交通省告示第6号)